

【代表者 細川 信義からのご挨拶】

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。サラリーマン天国・三等重役という言葉がいわれていた日本高度成長期時代から、いまは経営者受難の時代になってまいりました。かつての超有名銀行で名前が変わっていないところがひとつもありません。激しい経済環境の大変化のなかで、成功の要因が知らず知らずのうちに失敗の原因を蝕んでいます。うぬぼれないで謙虚に邁進していきたいと思ひます。

「今回のトピックス」

<法務> 会社法に準拠した定款変更

会社法の施行により、「定款」に関する関心が高まっております。理由の1つとして、定款に記載すれば、従来よりも自由に機関設計が行えるようになった、という点にあります。例えば、取締役会の設置が任意になったことなどは、その代表例です。また、「整備法」において、現在の定款の記載事項を、別の言葉に読み替える「みなし規定」や、登記官の職権により登記事項が自動的に変更される、など大幅な変更が生じます。日々の経営に追われる中小企業の皆様方にとっては、自社の定款を見直す機会が少ないように思われます。これを機に、今一度定款を見直し、貴社の経営に役立ててみてはいかがでしょうか。

<税務> 役員報酬について

これは平成18年度の税制改正の一番の目玉といっても過言ではないでしょう。大きく分けて3項目で、定期同額給与 事前確定届出給与 利益連動給与 があります。の利益連動給与に関しましては、主に上場会社に関する事項ですので、ここでは、 について触れてみたいと思ひます。 について、「支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与」と定義されており、基本的に期中の役員報酬の増減は認めません、という内容です。 について、今まで「役員賞与」は税務処理上、「損金」として扱われていませんでした。しかし、届出を事前に提出することでこの「役員賞与」についても「損金」として認めます。という規定です。(参照：<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/5126/5126.pdf>)

<税務> 交際費(飲食費)について

税制改正の注目すべきもう一つの項目に、この「交際費」が挙げられます。以前からの、中小企業において定額控除額(400万円)に達するまでの額の90%相当額が損金に算入されるという内容に加えて、1人当たり5,000円以下の飲食費(役職員の間の飲食費を除く。)が損金に算入できるようになりました。左記が認められるためには、飲食のあった年月日・参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称・参加した人数・金額並びに飲食店名、その所在地、が領収書に記載されていることが条件となります。注意事項としましては、「平成18年4月1日～平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用される、ということ。 (参照：<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/5065/5065.pdf>)

税務・労務予定表

<10月>

- ・9月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・8月決算法人の確定申告
- ・個人住民税第3期分の納付
- ・厚生年金料率・月額報酬変更

<11月>

- ・10月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・9月決算法人の確定申告
- ・個人事業税第2期分の納付
- ・所得税予定納税額第2期分納付
- ・第3期労働保険料納付

<12月>

- ・11月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・10月決算法人の確定申告
- ・固定資産税、都市計画税第3期分納付
- ・年末調整の準備

Information

事務所関係者の書籍が発行されましたので、是非ご利用下さいませ。
『図解 初心者にもよくわかる消費税の申告書』著者:平野敦士・細川明子 清文社(平成18年11月6日)